

# 命 令 書 (写)

申立人 大学等非常勤講師ユニオン沖縄

被申立人 沖縄県

上記当事者間の沖労委平成19年（不）第2号沖縄県立芸術大学事件について、当委員会は、平成20年8月26日第287回公益委員会議において、会長公益委員比嘉正幸、公益委員大城光代、同矢野昌浩、同宮城和博、同宮里節子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人は、申立人から組合員X1の担当時間数及び担当科目を議題とする団体交渉が申し入れられた場合には、団体交渉を拒否してはならず、これに誠実に応じなければならない。
- 2 申立人のその余の申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人沖縄県の出先機関である沖縄県立芸術大学（以下「大学」という。）が、申立人大学等非常勤講師ユニオン沖縄（以下「組合」という。）の組合員であり、大学で非常勤講師として勤務するX1の平成19年度（以下、平成の元号を省略する。）担当授業時間数を削減したことは、X1が組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いであり、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号に該当するとし、また、大学が、19年1月4日付けで組合が行ったX1の19年度担当時間数及び担当科目に関する団体交渉の申入れ（以下「本件申入れ」という。）を拒否したことは、同条第2号に該当するとして申し立てられた事件である。

## 2 請求する救済内容の要旨

申立人が請求する救済内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 19年度のX 1 の担当授業時間数を削減したことについて、速やかに是正措置をとること。
- (2) 上記(1)を議題とする団体交渉に速やかに応じること。

## 第2 本件の争点

本件の主な争点は、次のとおりである。

1 大学は、X 1 が労働組合を結成しようとしたこと又は労働組合の正当な行為をしたことを理由として、X 1 の19年度の勤務条件を一方的に不利益に変更したか否か。

- (1) 大学は、X 1 が労働組合を結成しようとしたこと又は労働組合の正当な行為をしたことを嫌悪し、X 1 を排除する意図で、教育課程を編成したか否か。
- (2) 大学は、X 1 が労働組合を結成しようとしたこと又は労働組合の正当な行為をしたことを嫌悪し、X 1 を排除する意図で、授業科目の担当の割り振りを行ったか否か。

2 大学が、本件申入れに応じないことに、正当な理由があるか否か。

- (1) 大学が、教育課程の編成及び非常勤講師の委嘱が管理運営事項に該当すること又は義務的団交事項にあたらないことを理由として団体交渉に応じないことは、正当といえるか否か。
- (2) 大学が、非常勤講師の担当時間数の決定手続及び担当時間数の減少は教育課程の編成結果が反映されたものであることを18年11月29日の団体交渉（以下「11.29団交」という。）及び19年1月9日ないし12日の電話で説明したにもかかわらず組合が納得しなかったことを理由として団体交渉に応じないことは、正当といえるか否か。

## 第3 当事者の主張の要旨

### 1 申立人の主張

- (1) 労働条件の不利益変更について（争点1）

#### ア 授業科目の古典紅型の担当について

大学は、19年度の教育課程を編成する過程において、X 1 が担当していた授業科目の平面（以下、授業科目名に「 」を付して表記する。）を

「古典紅型」に変更し、他の非常勤講師に委嘱している。

大学は、X 1が5年度には「古典紅型」を担当しているにもかかわらず、「古典紅型」を担当する能力に欠けると主張して他の非常勤講師に講義を持たせているのであって、X 1を排除することを目的としていることは明らかである。

#### イ 「卒業制作」の担当について

大学は、会議への出席や教授の授業の下準備等、非常勤講師の業務内容の範囲でない常勤的業務を行わせる代わりに、X 1に「卒業制作」をあてがうことにより、賃金のつじつま合わせを行っていた。

17年以降、X 1が「卒業制作」から排除され、17年度は405時間あった担当時間数は、18年度には186時間と大幅に減少している。これは、X 1の権利主張に対する報復として行われたものである。

#### ウ X 1の組合結成活動と担当時間数減少の関連性について

X 1は、健康保険等の問題を契機として非常勤講師の労働条件の劣悪さを認識し、18年5月に他大学非常勤講師と共に学習会を開き、同年10月22日、労働組合結成に至っている。

一方、同年10月に19年度のX 1の担当時間数は56時間であることが内示され、18年度担当時間数の168時間から112時間の大幅な削減がなされている。

担当時間数の削減がなされた時期とX 1の活動を時系列にみても、また、常勤的業務を拒否したことにより「卒業制作」から排除された点からみても、X 1が労働者としての権利行使し、労働組合を結成し、労働組合としての活動を行ったことが不利益変更の根拠となったことは明らかである。

#### (2) 団体交渉拒否について（争点2）

##### ア 団体交渉事項が管理運営事項であるとして団体交渉を拒否したことについて

非常勤講師は、地方公務員法第3条第3項の特別職にあたり、同法第4条第2項により同法の適用から除外されている。

したがって、同法第55条第3項の管理運営事項に該当することを根拠として申立人組合との団体交渉を拒否することはできない。

教育課程の編成及び担当授業の委嘱が管理運営事項に当たるとしても、その処理の結果、非常勤講師の授業科目、授業日数が大幅に変更され、こ

れに対する収入が変化するような場合には、影響を受ける労働条件について当然に交渉の対象となる。

イ 団体交渉事項が11.29団交において既に説明されたことを理由として団体交渉を拒否したことについて

11.29団交では、X1の担当時間数削減の説明や議論はなされず、非常勤講師の一般的な制度に関する議論がなされたにすぎない。

## 2 被申立人の主張

### (1) 労働条件の不利益変更について（争点1）

ア 「古典紅型」の担当について

「古典紅型」の改編については、X1らが組合結成の準備活動を行う約1年前である17年夏頃から検討されてきたものであり、「古典紅型」の改編と組合の結成とは関連性がない。

また、「古典紅型」の担当は、技術や経歴を考慮して他の非常勤講師が最もふさわしいと判断したものであり、X1が得意としているのは創作紅型の分野であると認識している。

イ 「卒業制作」の担当について

16年度及び17年度のX1の担当時間数が多かったのは、X1に嘱託員として勤務していた頃と同様に常勤的業務をさせていたこと、嘱託員の頃に比して収入が減ることの二つの理由から、比較的担当時間数が多く拘束時間の少ない「卒業制作」を委嘱し、報酬面で補うという意味合いがあったためである。しかし、17年にX1から常勤的業務を拒否する旨の申入れがあったため、18年度以降の「卒業制作」を委嘱しないこととしたものである。

ウ X1の組合結成活動と担当時間数減少の関連性について

非常勤講師が担当する科目の時間数については、教育課程の編成に基づく担当割り振りの結果であり、X1が組合結成に向けて行った活動に対する報復を目的とするものではない。

### (2) 団体交渉拒否について（争点2）

ア 団体交渉事項が管理運営事項であるとして団体交渉を拒否したことについて

地方公務員法第55条第3項で規定される、管理運営事項は交渉の対象とすることができないという考え方には、特別職に属する職員である非常勤講

師が結成する団体との間においても適用される。

教育課程の編成及び非常勤講師への委嘱は、大学における教育上の目的を達するため、専ら大学の責任において管理運営すべき事項である。労使間の団体交渉において決定されるような事項ではない。

さらに、複数の裁判例（東京地判9年10月29日等）で、義務的団交事項とは使用者に処分可能なものと解されているが、教育課程の編成及び非常勤講師への委嘱は学校教育法等で規定されている教授会の専権事項であり、大学が処分可能なものではない。

イ 団体交渉事項が11.29団交において既に説明されたことを理由として団体交渉を拒否したことについて

X 1 の担当時間数の問題は、11.29団交における議題の一つとなつた「非常勤講師のコマ数削減についての事前協議等の要求」に集約されるものである。

大学は、その際にX 1 を含む非常勤講師の担当時間数の決定方法等や大学の見解を述べて説明したが、申立人はその見解に全く理解を示さずに自己の主張を繰り返していた。したがって、大学は同じ議題での団体交渉を行うことを拒否したのである。

これは、11.29団交に限らず、1月9日ないし12日にもX 1 と電話でやり取りを行い、団体交渉に応じられない理由を繰り返し説明し、理解を得られるよう努力してきた。

#### 第4 当委員会の認定した事実

##### 1 当事者等

(1) 申立人組合は、肩書地に事務所を置き、沖縄県内の私立大学、国立大学法人及び公立大学に勤務する非常勤講師によって18年10月22日に結成された労働組合である。本件申立時の組合員数は26名である。

(2) 被申立人沖縄県は、肩書地に本庁舎を置く、地方自治法に基づく普通地方公共団体である。

大学は、学校教育法の規定による大学として昭和61年に設置された沖縄県の出先機関である。

##### 2 大学における教育課程の編成及び非常勤講師への委嘱手続

###### (1) 大学の組織、機関

ア 大学には、学部として美術工芸学部及び音楽学部が置かれ、美術工芸学部には、美術学科とデザイン工芸学科が置かれている。デザイン工芸学科は、デザイン専攻と工芸専攻に分かれ、工芸専攻は染織コースと陶芸コースに分かれている。染織コースには「染」と「織」の各専門分野がある。

【書証乙第1号証（以下「乙1」と略記。以下、書証についてこれに準じて表記。）】

イ 大学には、沖縄県立芸術大学学則（昭和61年3月31日沖縄県規則第13号）に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員が置かれ、沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年3月31日沖縄県訓令第15号）により嘱託員が置かれている。

また、必要に応じて非常勤講師に授業を委嘱しており、非常勤講師に対する報酬は委嘱した授業時間に予め定められた報酬額を乗じて算出し、支払われていた（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第111号））。

なお、非常勤講師は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職非常勤の地方公務員である。

#### 【乙5、15の1、審問の全趣旨】

ウ 各学部には、学校教育法に定められた教授会が設置され、教員の採用等に関する事項、授業科目等に関する事項等を審議している。

また、各学部には、教育計画等に関する事項を審議するため教務委員会が、教員等の選考に関する事項を審議するため人事委員会が設置され、それぞれ各専攻から選出された専任教員により組織されている。

#### 【乙6、7、10】

##### (2) 教育課程の編成手続

染分野における教育課程の編成手続は、例年7月頃から2月頃にかけて、染専門の常勤教員で構成する会議（以下「染会議」という。）で翌年度の開設授業科目の検討を行っている。また、染会議と並行して織分野の教授等を含めた染織コースの常勤教員で構成する会議（以下「染織会議」という。）において、共通科目やスケジュールの調整を行い、開設授業科目案を作成している。

染会議、染織会議で作成された授業科目案は、教務委員会の審議を経て教授会で決定されるが、特に問題がない限り、ほぼ原案どおり了承されていた。

## 【乙8、9、審問の全趣旨】

### (3) 非常勤講師への委嘱手続

教育課程の編成手続と同様に、染会議、染織会議において検討した開設授業科目案に基づき、どの非常勤講師にどの授業を委嘱するか検討し、人事委員会、教授会で審議され、決定されている。

教授会の決定の後、学長の決裁を受け、県知事名で非常勤講師へ委嘱発令を行っていた。

## 【乙10、審問の全趣旨】

### 3 X 1 の勤務状況及び組合結成に至る経緯

#### (1) 17年度以前のX 1 の勤務状況

ア 昭和53年頃から県内で紅型作家として活動していたX 1は、4年に大学の教授から依頼を受け、同年、染分野の非常勤講師として大学に勤務した。

その後、10年度まで1年以内の期間で委嘱が繰り返され、5年度は「型染・四方連続」及び「古典紅型」を担当し、6年度から10年度は「平面パネル」を担当した。

## 【甲13、19、乙2、4】

イ 10年当時、染分野の常勤教員はP教授及びY 1助教授（16年から教授）の2名のみで教員数が不足していたため、11年5月、主任教授の立場にあったP教授は、X 1を常勤職員である教育補助嘱託員に委嘱した。通常、嘱託員は、授業の準備等の補佐的業務を行うが、X 1は授業を受け持ち、学生の指導にあたるほか、染会議等に出席し教育課程の編成に携わるなど、教員としての役割を担っていた。

X 1への委嘱は15年度まで更新され、勤務日数は月17日（15年度は16日）、年間あたり約230万円の収入があった。

【甲9、19、乙2、21、第3回審問調書第19頁ないし20頁Y 1証人の証言（以下「審③Y 1 P19～20」と略記。以下、証言についてこれに準じて表記。）】

ウ 16年3月、X 1は、期間満了のため嘱託員を退職した。

染分野の教員数不足は解消されていなかつたため、P教授とY 1教授は、X 1に、これまでと同様に教員としての役割を持つ非常勤講師として、染会議等への出席を求めた。

しかし、非常勤講師に対する報酬額は委嘱された授業時間に対する時給

分の支払いであるため、染会議等に出席する時間に関して無給になってしまふこと、嘱託員の頃から収入が大きく減ることに配慮し、X 1に「自由制作」及び「卒業制作」を担当させることにした。

これら「制作」の授業は個々の学生の進み具合により必要に応じて助言するものであり、別室でX 1自身の制作活動を行うことができるとともに、X 1の担当として比較的まとまった時間を委嘱することが可能であるとして、染会議等へ出席する時間に関して報酬の面から補うという意味合いがあった。

X 1は、16年5月から再び非常勤講師として委嘱され、「染色実験」、「平面」、「造形」、「自由制作I・II」及び「卒業制作I・II」の計473時間の授業を担当し、約269万円の収入があった。

【甲9、乙2、21、審③Y 1 P4, P44】

エ 嘱託員から非常勤講師に身分が変わったことにより健康保険等の適用がなくなったX 1は、16年10月、大学に健康保険等の適用を求めて相談した。しかし、対応する窓口がない、予算がないなどと断られ、県労政事務所や行政オンブズマンに相談した。

17年3月、X 1は、大学及び県文化環境部と話合いを行った。X 1は、実態として常勤的に勤務している旨を訴えたが、大学側から、契約時間が所定の基準に満たないため、健康保険等の適用は不可能との返答があった。

【甲19、審①X 1 P6～8】

オ この件以来、X 1は、非常勤講師として委嘱された時間のみ勤務すべきであると考え、今後は委嘱された授業以外の仕事はしない、染会議にも出席しない、染会議に出席させるのであれば時間外手当を支払うべきだと話すようになり、17年度以降、染会議に出席せず、その他の常勤的業務を行わないようになった。

Y 1教授は、X 1の申出を受け、今後、X 1には染会議への出席を求めないこととし、また18年度から「卒業制作」を委嘱しないことを決めた。

さらにこの頃、X 1は、Y 1教授に対して、担当する「染色実験」は事前準備が必要であり、非常勤講師であるX 1にとって負担が大きいとして、専任教員が担当するべきであるとの申出を行った。

【審①X 1 P26～27、審③Y 1 P6、審問の全趣旨】

カ 17年度、X 1は「染色実験」、「平面」、「造形」及び「卒業制作I・

II」の計405時間の授業を担当し、約251万円の収入があった。

【甲9、乙2】

(2) 18年度におけるX 1 の担当授業時間数

ア 17年夏頃、P教授が17年度末で退任することから、Y 1 教授が主体となり、染会議等で18年度の教育課程素案の検討を行った。Y 1 教授は、大学として沖縄の伝統工芸である紅型を重視し古典紅型の授業をもっと充実させたいこと、特に現行の教育課程では染専門の学生にとって不十分であることを、染会議や染織会議でP教授や織分野の教員に相談した。

【審③Y 1 P7~9】

イ 17年10月、X 1 はY 1 教授に18年度の担当授業について尋ねたところ、Y 1 教授は、18年度は古典紅型を重視し工芸としての技術的な授業を充実させたいこと、教育課程全体について見直しがあり得ること、X 1 が17年度担当した「平面」及び「造形」についても変更の可能性があること、「染色実験」の30時間については、染分野の基礎であるから必ず必要な授業であり、これについては引き続きX 1 に委嘱したい考えである旨を伝えた。

【審③Y 1 P10~11, P26~27】

ウ 17年12月頃、染分野の常勤教員にY 2 が講師として内定した。Y 1 教授は、18年度の教育課程について同人と共に検討したところ、17年度と同様の内容で授業を進めていくことを決定し、18年度の「平面」及び「造形」を再びX 1 に委嘱することにした。

X 1 の18年度の担当授業は「染色実験」、「平面」及び「造形」であり、年間168時間、約106万円の収入であった。

【甲9、乙2、審③Y 1 P11~12】

(3) 18年におけるX 1 の組合活動

ア 18年5月、X 1 ら数名の非常勤講師が中心となり首都圏非常勤講師組合書記長を招き「労働環境学習会」を開催した。同学習会には県内大学の非常勤講師が参加し、非常勤講師の現状について話し合われた。

同学習会は、新聞で「非常勤講師の労組を結成へ」という見出しで取り上げられ、X 1 らが中心となって同月29日に結成準備会を開く予定であること、組合として団体交渉で権利要求していきたいとするX 1 のコメント等が報じられた。

## 【甲8】

イ 18年8月頃、X1らが中心になって、広く県内の非常勤講師に呼びかけ「非常勤講師の待遇について考える会」を開催し、9月頃、非常勤講師による労働組合を結成しようという合意のもと、その準備が進められた。

同年10月22日、X1らは組合を結成し、同月24日には組合員が勤務する県内大学に対し組合結成通知書と同日付けの団体交渉申入書を送付した。

【審②X2P3, P13~14】

### (4) 19年度におけるX1の担当授業時間数

ア 例年同様、18年7月頃から染会議及び染織会議において19年度の教育課程についての話し合いがなされ、夏頃には授業内容と担当講師が内定した。

19年度は、従来の「古典紅型（筒・型）」を「古典紅型（筒）」と「古典紅型（型）」に改編して授業時間を拡大（以下「古典紅型の改編」という。）し、その拡大する授業時間を捻出するため「平面」を廃止することになった。「古典紅型（筒）」及び「古典紅型（型）」の担当にはY2講師とQ非常勤講師が選任され、Q非常勤講師の選任にあたっては、紅型工房で長年修練を積んでいることや大学の卒業生であること等が考慮され、染織会議において決定された。なお、Q非常勤講師は17年度及び18年度に「古典紅型（筒・型）」を担当していた。

また、18年度X1が担当していた「染色実験」はY2講師が担当することとなった。

【審③Y1P13, P31、甲10、審問の全趣旨】

イ 18年10月初め、X1はY1教授に次年度の担当授業について尋ねたところ、同教授は、19年度は「古典紅型の改編」を行うこと、「平面」を廃止すること、「造形」の時間を短縮することを伝えた。

Y1教授は、「古典紅型の改編」は工芸としての技術的な授業を充実させるためであり、「平面」を廃止することについて、染の基本であるから、あえて時間をとらなくても他の授業の中で十分補うことができると考えている旨をX1に説明した。

また、「造形」の時間を短縮することについて、「古美術研究」の事前授業が入るためであると説明した。

X1は、授業時間が減少することについて留保し、組合を立ち上げる予定であるので、今後そこで交渉したい旨を述べた。

【審①X 1 P31~32、審③Y 1 P13~14、P31】

ウ 19年3月、教授会において19年度教育課程及び非常勤講師の選考が了承され、確定した。X 1は「造形」の56時間を担当することになった。見込まれる収入は約35万円である。

【甲6、9、審③Y 1 P55~56】

#### 4 11.29団交の態様及び本件申入れに対する大学の対応

##### (1) 11.29団交の態様

ア 組合は、18年10月24日付けで、大学学長あてに同日付け「要求書」記載の件についての団体交渉申入書を送付した。「要求書」の内容は、以下の項目について大学に対し文書による回答を求めるものであった。

- ① 学内での組合活動権（チラシ投函・掲示、印刷機の使用）を認め、その活動のために印刷機・コピー機の無料使用を認めること。
- ② 労働条件通知書を各非常勤講師あてに発行すること。
- ③ 給与算定基準を非常勤講師と組合に通知し、質問に対しては明確な説明を行うこと。
- ④ 採点や成績入力作業に対する賃金と交通費を支払うこと。
- ⑤ 受講生が少數であるために非常勤講師が担当する予定だった講義を開講とする場合には、当該講義によって得られる賃金の半額に相当する補償金を支払うこと。
- ⑥ 暴風警報など天候上の理由によって一斉休講となる場合、その休講回数分の賃金を支払うこと。
- ⑦ 所定の講義回数が確保できるように学期日程を設定すること（同じ曜日・同じ時間帯で講義回数が確保できるようにすること）。祝日や大学祭・入試などによって所定の回数が確保できない場合には、そのような理由によって生ずる不足回数分の賃金を支払うこと。
- ⑧ 非常勤講師の雇い止め（コマ数減を含む）を行わないよう、雇用の継続・身分の保全について最大限の配慮を図ること、雇い止めの計画がある場合は、事前にその規模・内容・理由について組合と協議すること、そのうえで、雇い止め計画の対象となる講義については、担当講師が組合員であるか否かにかかわらず、事前に本人と組合に通知して協議の場を設け、本人の同意を得られない場合には計画を撤回すること。
- ⑨ 非常勤講師の病気休業、産前・産後の休業、育児休業、介護休業、看

護休業に関する制度を定め、休業終了後には同様の講義を担当できるよう身分を保障すること。

大学が「要求書」について本庁に報告したところ、本庁は、大学に対し、組合が労働組合として成立していること、要求事項については大学で対応できる範囲であること、管理運営事項に留意すべきことについて一般的な指摘あるいは指示を行った。

【甲15、16、審②X 2 P14、審②Y 3 P37～38】

イ 18年11月15日、団体交渉に先立ち、組合と大学は予備交渉を行った。予備交渉においては、交渉のメンバー、団体交渉の時間、場所及び団体交渉事項について確認された。このとき、大学から、組合が「要求書」の第9項に挙げている非常勤講師の病気休業等については、非常勤職員に関する条例・規則一般に関係する議題であるため、大学では対応できないことを理由に交渉対象から外す旨の提案がなされた。組合はこれを了承し、当該要求事項は議題から外された。

【乙20、審②X 2 P7～8、審②Y 3 P39、審問の全趣旨】

ウ 18年11月29日、組合と大学の間で「要求書」に挙げられた要求事項（第9項を除く。）を議題とする団体交渉が開催された。

大学側からは、事務局長、美術工芸学部長、音楽学部長、参事、総務課長、教務学生課長が出席した。団体交渉の時間はおよそ3時間程度にわたり、要求事項に関する回答は、口頭で行われた。

要求事項第8項の非常勤講師の雇止めに関連して、大学は、①各年度の教育課程の編成については、年度が始まる前に学部教務委員会で審議し、その後各学部教授会で審議、承認されていること、②非常勤講師の配置は、教育課程の編成や学期日程に配慮しつつ専任教員で対応できない専門分野について行っていること、③非常勤講師の任用は1年以内の労働契約であり、その任期は契約期間満了により終了するので、再契約は大学側の必要がある場合に、当事者の合意を得て行うことになること、④継続して非常勤講師を委嘱していた場合に、その後委嘱しないことが決定されたときは、1ヶ月前までに本人に通知することになっていること等を挙げ、非常勤講師のコマ数減は、教育課程の編成結果が反映したものであると説明した。また、X 1のコマ数減についても、一般的回答として教育課程の編成の結果である旨を説明した。

以上のように、同日の団体交渉では、もっぱら教育課程の編成に関する一般的な制度ないし手続の説明がなされた。

また、同日の団体交渉においては、要求項目第1項の組合活動権及び第4項の採点業務への賃金、交通費の支給等についての交渉に相当程度の時間がさかれた。

【乙20、審②X 2P8、審②Y 3P40~41、P51】

## (2) 本件申入れに対する大学の対応

ア 18年12月下旬、Y1教授は、X1～19年度の「造形」の授業担当依頼（以下「本件内示」という。）及び同年度のシラバス（授業計画書）の訂正依頼に関する文書を送付した。

組合は、本件内示は、X1の勤務時間数を大幅に削減するものであり、その生活権を著しく侵害する一方的不利益変更であるから、本人の同意なしに行なうことは認められず、大学の措置は部分解雇に等しく、これは解雇権の濫用にあたるとして、19年1月4日付けで大学に対し、「抗議ならびに団体交渉申し入れ書」（以下「本件申入書」という。）を送付した。本件申入書において、組合は、大学の措置に対して抗議を行うと同時に、大学のしかるべき場所において、1月10日から17日までの平日のうち十分な交渉時間を確保できる日程のもと、X1の19年度の担当時間数及び担当科目を議題とする団体交渉を行うよう申し入れた。

【甲2、3、審②X 2P20~21】

イ 本件申入書を受領した後、大学はこれに対する対応について協議を行った。その結果、交渉事項に挙げられている担当時間数等については、大学が自らの判断で執行すべき管理運営事項であり、団体交渉の対象にならないことが確認された。

大学は、上記の認識のもとに、19年1月19日、「抗議及び団体交渉申し入れ書について（回答）」と題する文書を送付した。同文書には、次のとおり記載されていた。

- ① 団体交渉事項は、基本的に勤務条件に係るもののが対象となる。（地方公務員法第55条第1項）
- ② 管理及び運営事項については、団体交渉の対象とすることはできない。（地方公務員法第55条第3項）
- ③ したがって、今回の申し入れ事項については、地方公務員法第55条第

3項の規定に基づく管理運営事項であり、団体交渉の議題とすることはできない。

④ なお、管理運営事項とは、地方公共団体が本来の職務又は権限として、法令条例、規則その他の規程に基づき、自らの判断と責任において執行すべき事務である。今回の申し入れ事項は、本学の教育課程の編成、それに基づく職員の配置、非常勤講師の採用に係るもので、管理運営事項である。

【甲4、審②Y3P42~45】

## 第5. 当委員会の判断

### 1 19年度のX1の担当授業割り振りにおける不利益性（争点1）

#### (1) 「古典紅型」の担当について

申立人は、大学が、19年度の担当授業割り振りにおいて、X1に「古典紅型」を担当する能力があるにもかかわらず、X1を排除する目的で「古典紅型」を他の非常勤講師に委嘱した旨主張する。

しかしながら、X1は5年度に「古典紅型」を担当していた事実があるものの、6年度以降「古典紅型」に携わっていた事実は認められない。また、第4の3(4)アで認定したとおり、染織会議においてQ非常勤講師が適切であると判断しているが、このことに特段不合理な点はない。

したがって、X1に「古典紅型」を委嘱しなかったことにX1を排除する意図があったと認めることはできない。

#### (2) 「卒業制作」の担当について

申立人は、大学がX1に対し、18年度に「卒業制作」を委嘱しなかったのは、X1の権利主張に対する報復行為として行われた旨主張する。

しかしながら、第4の3(1)ウないしオで認定したとおり、Y1教授は、嘱託員の頃と同様に染会議等に出席させる代わりに、他の授業科目に比較して実質的な拘束時間の少ない「卒業制作」を担当させていたところ、X1から「委嘱されている授業のみを行い、今後常勤的な業務である染会議等への出席等は行わない」旨の申出があったため、19年度から「卒業制作」の委嘱をしないことを決定したものと認められる。

このように、Y1教授は常勤的業務と「卒業制作」の委嘱は一体のものとの認識に立って、19年度の「卒業制作」をX1に委嘱しなかったに過ぎない。

したがって、このことが不当労働行為に該当するとはいえない。

(3) X 1 の組合結成活動と担当時間数減少の関連性について

申立人は、X 1 が組合結成活動を行った時期と19年度のX 1 の担当時間数が削減された時期とが近接していることから、この担当時間数削減は組合結成活動を行ったことに対する不利益取扱いである旨主張するので、以下検討する。

X 1 の担当時間数は、第4の3(2)ウ及び(4)ウで認定したとおり、18年度は168時間であったが、19年度は56時間となっている（112時間の減少）。

この減少の理由として、「古典紅型の改編」に伴い18年度担当していた「平面」が廃止されたこと（68時間の減少）、「造形」が76時間から56時間に短縮されたこと（20時間の減少）、「染色実験」を委嘱されなかつたこと（24時間の減少）が挙げられるから、それにおける組合結成活動と教育課程の編成及び担当授業の割り振りの決定過程との関連性について判断する。

ア 19年度において、教育課程に変更のあった点は、「古典紅型の改編」に伴う「平面」の廃止及び「造形」の授業時間数の短縮である。

第4の3(2)アないしウで認定したとおり、Y 1 教授は、「古典紅型の改編」について17年夏頃から検討しており、当初18年度から開始したいと考えていたが、18年度から講師として任用される予定のY 2 と教育課程の編成を話し合うため、19年度の実施としたことが認められる。

一方、第4の3(3)アで認定したとおり、X 1 が組合の結成に向けて具体的活動を開始したのは18年5月頃であり、「古典紅型の改編」の検討はこれより約1年前から開始されていたのであるから、組合結成活動と「古典紅型の改編」が関連するものとは認められない。

次に「平面」が廃止されたことについて、第4の3(4)イで認定したとおり、工芸としての技術的な授業を充実させるため「古典紅型の改編」を行い、「平面」の授業内容については、他の授業に組み込むことで十分これを補えるとするY 1 教授の説明に、特段不合理な点はない。

また、「造形」の時間短縮について、第4の3(4)イで認定したとおり、Y 1 教授はX 1 に対して、「古美術研究」の事前授業が入るためであると説明しており、この説明に特段不合理な点はない。

これらのことから、教育課程の変更に特段不合理な点は見当たらず、X 1 の組合結成活動と関連するとは認められない。

イ 19年度において、担当授業割り振りによってX1の担当時間数が減少したのは、「染色実験」を委嘱されなかつたためである。

19年度からY2講師が「染色実験」を担当していることは、第4の3(4)アで認定したとおりであるが、これは、X1から、非常勤講師にとって負担の大きい授業であるため専任講師が担当するべきである旨の申出に基づいて担当講師の変更を行つたものであることが認められる。

したがつて、担当授業の割り振りに特段不合理な点はみられず、組合結成活動と関連するとは認められない。

ウ また、Y1教授はX1らの組合結成活動について、第4の3(3)アで認定したマスコミ報道によりこれを知つたことが認められるが、その後、Y1教授がこれに対して嫌悪ないしは排除する言動を行つたとは認められない。

#### (4) 結論

以上のことからすれば、X1の担当時間数の削減は、組合結成活動を嫌悪してX1を排除する意図でなされたものとはいえず、その他組合結成活動を嫌悪した教育課程の編成や担当授業の変更がなされたことを疑わせる疎明はないことから、不当労働行為があつたと認めることはできない。

### 2 団体交渉拒否理由の正当性（争点2）

#### (1) 団体交渉事項が管理運営事項であるとして団体交渉を拒否したことについて

申立人は、仮に教育課程の編成及び非常勤講師への委嘱が地方公務員法第55条第3項に定める管理運営事項にあたるとしても、その処理により影響を受ける労働条件について当然に団体交渉の対象となる旨主張するのに対して、被申立人は、教育課程の編成及び非常勤講師への委嘱は、専ら大学の責任において管理運営すべき事項であつて、労使間の団体交渉において決定されるような事項ではない旨主張するので以下検討する。

仮に、被申立人が主張するように、教育課程の編成及び非常勤講師の委嘱が管理運営事項に該当し団体交渉の対象とならないとしても、管理運営事項の処理の結果、影響を受ける非常勤講師の勤務条件については団体交渉の対象となるものと解するのが相当である。

第4の4(2)アで認定したとおり、申立人は、本件申入書において、「X1の次年度担当時間数・担当科目」を交渉事項とする団体交渉開催の申入れ

を行ったところ、第4の4(2)イで認定したとおり、被申立人は、文書をもって「管理運営事項に該当するので団体交渉に応じることはできない。」と回答している。

しかしながら、上記交渉事項は、その文言からすればX1の担当時間数及び担当科目の如何によって影響を受けるX1の報酬額（勤務条件）であると理解することができるから、当該交渉事項が団体交渉の対象となることは明らかである。したがって、当該交渉事項について、管理運営事項に該当して団体交渉の対象とならないと即断したことは、誤りであるといわざるを得ない。

なお、団体交渉における交渉事項が文言上一応管理運営事項に関するものと理解できる場合であったとしても、その実は管理運営事項の処理の結果影響を受ける勤務条件を問題にしている場合もあり、形式的な判断で団体交渉を拒否してはならないことは勿論であって、一般には交渉途中で管理運営事項そのものを問題としていることが判明した時点で交渉の対象から除外することが相当な取扱いである。（東京高裁56.9.30判決昭44(ネ)第3153号参照）

また、被申立人は、団体交渉に応じていないと評価されるとしても、そもそも教育課程の編成及び非常勤講師の委嘱は、学校教育法その他の法令、例規の規定により、教授会において決定されるものであるから、大学が処分可能なものは言えず、義務的団交事項にあたらない旨主張する。

しかしながら、これらの事項が教授会で実質的、専権的に決定されることになっているとしても、それは大学の組織内部において事務処理に関する決定権限が分配された結果であるに過ぎず、その意思の決定主体は終局的には被申立人であることに変わりはないから、被申立人の主張は失当である。

## (2) 団体交渉事項が11.29団交において既に説明されたことを理由として団体交渉を拒否したことについて

申立人は、11.29団交においては本件申入れに係る交渉事項の説明や議論はされず、非常勤講師の一般的な制度について議論がなされたのに過ぎない旨主張し、被申立人は、11.29団交で上記交渉事項については、十分な説明をした旨主張しているので、以下検討する。

第4の4(1)ウにおいて認定したとおり、11.29団交における交渉事項第8項「非常勤講師の雇い止め（コマ数減を含む）を行わないよう、雇用の継続・身分の保全について最大限の配慮を図ること」に関して、被申立人は、非

常勤講師のコマ数減は教育課程の編成結果が反映されたことや専ら教育課程の編成に関する一般的な制度ないし手続の説明を行い、X 1 のコマ数減については一般的回答として教育課程の編成結果が反映されたことによる旨、回答している。

上記認定によれば、被申立人は、X 1 の19年度の担当時間数及び担当科目について、教育課程の編成の結果であるという一般的な回答を行ったものに過ぎず、また、11. 29 団交において両当事者間においてそれ以上の議論又は協議はないことから、X 1 の19年度担当時間数及び担当科目に関して十分交渉されていないことは明らかである。

また、被申立人は、本件申入れに関して、19年1月9日ないし12日に電話で説明したことから、団体交渉に応じる必要がない旨主張する。

しかしながら、そもそも団体交渉は、労使双方がお互いの主張を交わして協議することにより、意見の対立点を解消することを目的として行われるのであるから、原則として、当事者が直接話し合うという方法によるべきであって、特段の事情がない限り、電話によってこれに代えることはできないものである。この点、本件において、このような特段の事情を認めることはできない。

### (3) 結論

以上のことからすれば、被申立人は、本件申入れに正当な理由もなく応じていないことは明らかであり、これは、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 第6 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条に基づき主文のとおり命令する。

平成20年8月26日

沖縄県労働委員会

会長 比嘉 正幸